平塚市新庁舎建設工事に関わる決議

現庁舎の正面駐車場入り口に「開発事業計画板」が立てられ、いよいよ新庁舎建設に向け本格的に進められているようである。また今、12月定例会にも一般会計補正予算に「新庁舎建設に関わる」継続費が設定され、新庁舎建設費、既存庁舎解体費及び監理業務等委託料について、平成22年度から平成27年度までの6ヶ年の継続事業として提案されている。平塚市新庁舎建設工事に対し、次の事項について平塚市議会として強く求めるものである。

以上、決議する。

決議事項

- 1 新庁舎建設は、平塚市が主導権を握り、どのような発注方式にせよ必ず妥当な施工比率で地元企業の施工参加がなされる工事発注とすること。 また、工事種別にできる限りの分離発注に努めること。
- 2 地元企業の施工参加を無視されるWTO適用には絶対反対で、WTO適用 をしないこと。
- 3 施工実績から施工力・技術力が安定し安心できる国内総合建設会社を主体 に通常行われている平塚方式による共同事業体の施工とすること。
- 4 一般競争入札といえども、最低制限価格を設けること。
- 5 総合評価落札方式においては、地域貢献で、地元企業参画度合いの高い提 案企業に優先評価をすること。
- 6 解体工事・外構工事・土壌汚染対策について市内業者で施工すること。

平成22年12月21日

平塚市議会